

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について上峰町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和6年4月11日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ドラッグストアモリ上峰店・シャトレーゼ佐賀上峰店

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字防所字日本谷2495-7 外

### 2 軽微変更と認める内容

- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う開店時刻及び閉店時刻
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

### 3 意見の概要

意見なし

### 4 意見書の縦覧

#### (1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

#### (2) 縦覧期間

令和 6年 4月11日から

令和 6年 5月11日まで